

山梨県県土整備部 I C T活用工事実施要領

「Yamanashi Small ICT 型」(YSI 希望型)

(目的)

第1条 この要領は、山梨県県土整備部が発注する委託を含む建設工事(営繕工事を除く)において、I C T施工技術を活用した工事に関しては、「山梨県県土整備部 I C T活用工事実施要領」で定めがあるが、建設現場において I C T技術を手軽に活用できる仕組みを構築することで建設現場における省人化を図れることから、「山梨県県土整備部 I C T活用工事実施要領「Yamanashi Small ICT 型」(略称: YSI 希望型実施要領)」を以下に定める。

(対象となる I C T施工技術と具体的内容)

第2条 対象となる I C T活用工事における I C T施工技術は次のとおりとする。

(1) 対象となる I C T活用工事における施工プロセス

I C T技術の施工プロセスについては、下記に掲げる①～⑤全ての施工プロセスを実施することとするが、①③④においてはT S等光波方式(自動追尾型)等の3次元計器を使用して「起工測量」及び「丁張り設置作業※1」、「出来形管理(断面管理)」を行い実施することを「Yamanashi Small ICT 型(以下、「YSI 希望型」という)」とする。

- ① 起工測量(高さデータを含む)
- ② 2次元設計データ作成
- ③ I C T施工(丁張り設置作業※1)
- ④ 出来形管理等の施工管理(高さ管理を含む断面管理)
- ⑤ データの納品

(2) I C T施工技術

本要領により実施する I C T施工技術は、以下に掲げるものとする。

- ① 起工測量(高さデータを含む)
 - ・ T S等光波方式(自動追尾型)等の3次元計器を用いた起工測量(座標データ:1点/㎡以内)
- ② 2次元設計データ作成
 - ①で計測した測量データを用いて、発注者が貸与する設計データにより補足を行い丁張り設置や出来形管理等を行うための設計データを作成する。
- ③ I C T施工(丁張り設置作業※1)
 - ②で作成した設計データを使用して、T S等光波方式(自動追尾型)等の3次元計器を用いて、丁張り設置作業※1を行う
- ④ 出来形管理等の施工管理(高さ管理を含む断面管理)
 - 出来形管理
 - ・ T S等光波方式(自動追尾型)等の3次元計器を用いた出来形管理
- ⑤ データの納品
 - ①～④で活用した I C T施工技術のデータを、工事完成図書として電子納品する。

※1 丁張り設置作業とは、T S等を用いた位置出し(簡易な丁張り又は目印の設置を含む。)とする。

(適用する要領・基準等)

第3条 2次元設計データ作成にあたっては、山梨県が定める建設工事関連諸規程のほか、国土交通省が定めるICTの全面的な活用に資する最新の要領・基準等を準用する。

(対象工事)

第4条 本要領の対象は、山梨県県土整備部が発注する全ての建設工事(営繕工事を除く)及び業務委託(工事)における浚渫業務(以下、(工事)という)を対象とするが、発注者が適さないと判断する場合は、対象外とする。

なお、受注者希望型を選択した場合は、YSI希望型を併せて選択することはできない。

(対象工事の明示)

第5条 本要領を適用する工事は、受注者の希望により、「YSI希望型」として実施するものとし、公告(指名通知)文中に対象工事であることを明示する。

- 1 YSI希望型：受注者の希望によりICT施工技術の施工プロセス①から⑤全ての活用が可能である工事とし、①③については、TS等光波方式(自動追尾型)等の3次元計器を使用して「起工測量」及び「丁張り設置作業※1」を行い、②については、①のデータを用いて、③や④を実施するための2次元設計データを作成する。④については、3次元計器による出来形管理(断面管理)を行い実施する。
- 2 このことにおいて、契約後、受注者からICT施工技術の活用希望があった場合は、協議により内容を確認し実施するものとする。
- 3 受注者は、ICT施工技術の活用を希望する場合、施工計画書(業務計画書)提出までに、その旨を監督員と協議し、承諾を得ること。

(ICT施工技術の活用に係る経費)

第6条 ICT施工技術の活用に必要な経費は、以下に基づき適切に積算するものとする。

- ・YSI希望型：本要領に基づき、監督員と協議し承諾されたICT施工技術に必要な経費は、契約変更するものとする。また、計上できる経費は、①のみとする。なお、データ納品が行われない場合は、①に係る経費の計上は認めないものとする。
- 経費については見積もりによる算出とし、受注者を含め3社から取得し、妥当性の検証も行うこと。

(YSI希望型に用いる機種を選定)

第7条 受注者は、第2条(2)に掲げるICT施工技術のうち、起工測量および出来形管理に使用する機種を施工計画書(業務計画書)に記載し提出すること。

使用する機種は以下を参考とする。

- ・TS等光波方式(自動追尾型)
- ・TS(ノンプリズム方式)
- ・空中写真測量(無人航空機)
- ・地上型レーザースキャナー
- ・無人航空機搭載型レーザースキャナー
- ・地上移動体搭載型レーザースキャナー
- ・RTK-GNSSを用いた起工測量
- ・その他の3次元計測技術

※1 丁張り設置作業とは、TS等を用いた位置出し(簡易な丁張り又は目印の設置を含む。)とする。

(監督及び検査等)

第8条 監督及び検査は、第3条に基づいて行うものとする。

(工事成績評定の取扱い)

第9条 対象工事において、ICT施工技術を活用した場合においては第一次評定において、考査項目 5. 創意工夫 における、「1. 創意工夫」の「その他」の加点対象とし、1点加点する。

(総合評価落札方式に関する事項)

第10条 山梨県が発注する総合評価落札方式に関する評価については、加点対象外とする。

(完成成果品)

第11条 完成成果品は、山梨県県土整備部電子納品要領、及び国土交通省が定めるICTの全面的な活用に資する最新の要領・基準等により納品すること。

(ICT活用工事の報告事項)

第12条 本要領を適用した工事については、ICT活用工事の効果等に関する調査の対象外とする。

(その他)

第13条 この要領、関係諸規程及び運用基準等に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して決定するものとする。

附則

令和8年10月1日から施行する。